

令和5年度

事業計画

(本部)

1 運営方針

老人福祉法に定める理念に基づき、老人の福祉に寄与する目的をもって、社会福祉法人育心会が設置する。

- ・特別養護老人ホーム多気天啓苑
- ・特別養護老人ホーム松阪天啓苑
- ・老人短期入所事業所多気天啓苑
- ・介護予防老人短期入所事業所多気天啓苑
- ・老人短期入所事業所松阪天啓苑
- ・介護予防老人短期入所事業所松阪天啓苑
- ・老人デイサービス事業所多気天啓苑
- ・介護予防老人デイサービス事業所多気天啓苑
- ・居宅介護支援事業所多気天啓苑
- ・在宅介護支援センター多気天啓苑
- ・居宅介護支援事業所松阪天啓苑

の運営に万全をはかり地域における要支援・要介護老人の期待にこたえ、処遇の充実に努める。

2 一般運営

(1) 評議員会の開催

次の日程により開催予定

- ・ 6月（計算書類の承認 等）
- ・ 11月（必要に応じて開催）

(2) 理事会の開催

次の日程により開催予定

- ・ 5月（事業報告及び収支計算書の承認 等）
- ・ 6月（理事長及び業務執行理事の選任 等）
- ・ 11月（必要に応じて）
- ・ 3月（補正予算及び次年度事業計画、次年度予算の承認 等）

3 特別養護老人ホーム多気天啓苑・特別養護老人ホーム松阪天啓苑の運営

＜第1種社会福祉事業＞

多気天啓苑及び松阪天啓苑を運営するに当たっては、次の基本方針に基づき推進する。

◎ 基本方針

老人福祉法並びに介護保険法の基本理念に基づき快適な生きがいのある生活が確保されるよう思いやりの心を基盤として運営を推進する。

4 老人短期入所事業所多気天啓苑・介護予防老人短期入所事業所多気天啓苑・及び

老人短期入所事業所松阪天啓苑・介護予防老人短期入所事業所松阪天啓苑の運営

＜第2種社会福祉事業＞

特別養護老人ホーム多気天啓苑及び特別養護老人ホーム松阪天啓苑に併設し、定員20名で利用者と契約を結び実施するものとする。

5 老人デイサービス事業所多気天啓苑・介護予防老人デイサービス事業所多気天啓

苑及び在宅介護支援センター多気天啓苑（併設）の運営

＜第2種社会福祉事業＞

老人デイサービス事業については、介護保険法に基づき利用者と契約を結び実施するとともに在宅介護支援センターについては、多気町の地域包括支援センターの事業との調和を図り、地域に在宅する老人福祉の向上に努める。

6 居宅介護支援事業多気天啓苑・居宅介護支援事業松阪天啓苑の運営（併設）

＜公益事業＞

介護保険法により公益事業として実施する。その業務の主たるものは、介護支援専門員が居宅サービスの開始に当たり、その内容、利用料等の情報、及びサービスの計画を作成し利用者又はその家族に提供し選択を求める業務を推進する。

7 その他

（1）介護サービス事業者における業務継続計画の推進

感染症、自然災害に備える業務継続計画(BCP)の作成は、令和3年度の介護報酬改定において、3年間の経過措置(令和6年3月末まで)が設けられた上で義務化されたのを受け、国、県、その他の機関の指導を多角的に活用し、各事業所別のBCP作成を推進する。

（2）科学的裏付けに基づく介護(科学的介護)の導入

介護関連データベースによる情報の収集・分析、現場へのフィードバック等「根拠(エビデンス)に基づく介護、科学的裏付けに基づく介護」の実践を図ることが、算定加算の主流となったことから、科学的介護情報システム(LIFE)の導入と利活用を諮る。

（3）介護サービスの質の向上と業務負担軽減の両立を目指す

ICT・ロボット等テクノロジーの活用促進 (IoT 化促進、時間、場所を選ばない働き方の推進、ホームページ等による情報公開、情報発信、各種研修受講を推進しサービスの質の向上を図る。質の高いケアを提供し利用者を満たしつつ、お互いに楽な方法を創造してゆく。

事業計画

(施設)

1 施設の概要

- | | | |
|-----|---------|--------------------------|
| (1) | 名 称 | 特別養護老人ホーム多気天啓苑（介護老人福祉施設） |
| | 所 在 地 | 三重県多気郡多気町四疋田字コウボシ580番 |
| | 設 置 | 社会福祉法人育心会 |
| | 経 営 | 同上 |
| (2) | 敷 地 | 9,658.08㎡ |
| | 建 物 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建 |
| | 延床面積 | 3,261.05㎡ |
| (3) | 開設年月日 | 平成13年6月18日 |
| | 入所定員 | 50名 |
| | | 老人短期入所事業（20名）併設 |
| | | 老人デイサービス事業（30名）併設 |
| | | 老人在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業併設 |
| (4) | 職員の状況 | |
| | 施 設 長 | 1名 |
| | 事 務 員 | 2名(1名は栄養士兼務) |
| | 介護支援専門員 | 1名 |
| | 生活相談員 | 1名 |
| | 介 護 員 | 15名(定員15名) |
| | 看 護 師 | 3名(定員2名) |
| | 栄 養 士 | 2名 |
| | 嘱 託 医 | 1名 |
| | 理学療法士 | 1名(嘱託・週2回) |
| | 調 理 員 | (委託) |

2 運営計画

令和5年度の運営計画を次のとおり定めて苑の経営に当たる。

(1) 基本方針

老人福祉法の理念に基づき、快適な生きがいのある生活が確保されるよう思いやりの精神を基盤として、信頼される、明るい施設運営を推進する。

- ① 常に、心身の明瞭性を啓発し、健康の処遇に重点を指向して豊かな生活の涵養に努める。
- ② 常に、安全処遇に徹し、特に重度認知症の処遇充実に努め、やすらかな生活の場を確立する。
- ③ 常に、地域及び家族等の絆を深め、融合関係を堅持して施設の社会化に努める。

(2) 運営一般

ア 運営の協議

- ① 各部署の代表者会議を毎月開催し、併せて概ね3ヶ月毎に運営委員会を計開催し、運営全般について協議する。
- ② 看・介会議を隔月に開催し、当面の懸案事項業務遂行上の問題点、伝達事項、又は処遇の統一的事項、その他必要な事項を協議する。
なお、各専門委員会（広報、食事、排泄、レク、入浴、整備）は毎月開催し、具体的にその推進を図る。また、各委員会の代表で構成する業務検討委員会を随時開催する。
- ③ 「衛生委員会」を定期的（毎月）に開催し職員の健康及び衛生管理に積極的に取り組む。

イ 関係機関との連携

- ① 松阪保健所並びに市町とは、常に、密接な連携を保ち、適切な指導を受けるとともに社会福祉協議会、関係医療機関、及びエリアの自治会、民生委員等との連携を図り業務の円滑化を図る。
- ② 入所者の家族、地域住民、老人クラブ、ボランティア等との交流を密にし、特に、家族との関係を大切に定期的、継続的に連絡を密にして入所者との絆をより一層深め情緒安定に努める。夏祭り等を活用し、家族会を実施する。

ウ 施設の社会化

- ① 近郊の地域住民（自治会）、幼稚園、保育所、老人クラブ、婦人会、ボランティア等と交流をはかり、施設の諸行事に招へいし、又、地域の祝祭等行事に積極的に参加し地域との交流に努める。
- ② 施設の設備、機器等で利用又は活用できるものについては、近隣、関係諸団体等の希望に沿って提供するなど施設の社会化を図る。

エ 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 職員研修及び訓練(シミュレーション)を実施する。

オ その他

- ① 給食業務は、業務の省力化及び合理化をはかるため引き続き業者に委託して行う。

(3) 入所者処遇

ア 健康管理

- ① 入所者には、所定の健康診断を行うほか、入所者の定期的健康診断を行い、疾病の早期発見、予防等に努める。
- ② 健康管理は、包括的に嘱託医が行う。
検診は、次のとおり行う。
 - ・毎週1～2回（火曜日、土曜日）12時40分から14時20分までの間に行うものとし、非常勤体制とする。
 - ・緊急の場合は、夜間も含め即時対応する。
- ③ 歯科検診は、随時行う。
- ④ 精神科の診療は、専門医により行い適切な健康管理に努め、併せてADL（生活行動能力）調査及び精神スケールを行う。
- ⑤ ラジオ体操の実施や腰痛予防対策の啓蒙を図るとともに腰痛対策研修会を開催する。
- ⑥ 「感染予防対策委員会」を適宜開催し、利用者及び職員の感染症予防及びまん延防止に向けて努力する。
- ⑦ 「身体拘束廃止委員会」を設置し、身体拘束廃止指針に基づき人権を尊重し、身体拘束を排除する取り組みを継続して進める。
- ⑧ 「接遇委員会」を定期的で開催し、常時接遇の向上に努める。

⑨ 「事故防止対策検討委員会」により、事故防止対策指針を策定する。

イ 給食の実施

- ① 給食は業務委託のため、特に、細部にわたる連携と調査を慎重に行い、適切な給食が確保されるよう努める。
- ② 実施に当たっては栄養を第一主義とし、四季に見合ったもの及び老人の特性（摂取能力）にあったものを提供する。
- ③ 常に、入所者の声を徴し、個々の嗜好を尊重して食品の種類、調理方法の選択に努める。
- ④ 食事は離床困難な者を除き、全員食堂で楽しく会食するものとする。
- ⑤ 「給食委員会」を2ヶ月に1回開催し、栄養士が中心となって各事業所及び給食業者とも連携を図り給食全般についての改善を図る。
- ⑥ ソフト食の実施に向けて検討を進める。

ウ 入浴の実施

- ① 入浴の自立者（車椅子を利用するものを含む）を対象とする一般入浴を週2回実施、又、寝たきり等の重度者を対象とする特別入浴を週2回実施する。
- ② 疾病等の理由で入浴ができない者は、清拭を行い清潔の保持に努める。

エ リハビリ活動

- ① 入所者の障害程度に応じ、個別的、集団的、計画的に実施し、四肢機能の回復及び関節拘縮予防の改善に努める。
- ② 実施する内容は概ね運動機能訓練とADL訓練とし、いずれも嘱託医の指示、又は意見に基づき実施する。
- ③ 実施に当たっては入所者の自発性を尊重し、無理なく活動的な遊びを楽しみながら残存能力維持に努める。
- ④ 週2回（水曜日・金曜日）実施（1回2時間30分）、理学療法士（嘱託）の指導のもと直接又は間接に利用者のリハビリを実施する。

オ 余暇活動

- ① 余暇活動としてはレクリエーション委員会を通して、入所者の長い生活の中から育まれた技能を開発し、生きがいと楽しみを涵養して、心の交流と広義のリハビリ活動としてその促進に努める。
- ② 菜園を利用し職員とともに野菜づくりをして収穫や料理を楽しむ。

カ 慰楽行事等

- ① 施設の閉鎖的環境の緩和と家庭的雰囲気を楽しみ、なごやかな一時を過ごし情緒安定をはかるため四季に応じた行事（花見会・春の遠足・買い物ツアー・小運動会・文化祭・新春お楽しみ会等）を企画し実施する。
- ② 地域及びボランティアからの慰楽演芸奉仕等は積極的に受け入れ、入所者が生活を楽しめるものにする。

（4）安全への配慮

ア 防災対策

- ① 防災については、常に高度の配慮が必要であり、特に、火気の管理及び防災設備は厳しく対処し、有事に際して適切な行動が円滑に行えるよう避難訓練を中心に防災訓練を（年2回以上）実施する。
- ② 火気に関連のある機器については、常に、その安全管理に努める。
- ③ 有事の場合に備えて給食（保存食及び水等）の確保に万全を期す。（3日分備蓄あり。）

- ④ 家具の倒壊及び落下物の防止など地震対策を強化する。
- ⑤ 「防災対策委員会」を設置し、防災指針及び防災マニュアルを整備する。
- ⑥ 防災グッズを精選し、有事に備えて倉庫に保管する。

イ 環境の整備

- ① 常時清潔で安全な生活を保障するため、毎日苑内清掃を行うほか、大掃除並びに車椅子等介護用具、リハビリ機器、その他機械器具の点検整備を怠らずその管理維持に努める。
- ② エレベーター、非常通報装置、火災報知機、スプリンクラー、その他自動制御装置の諸設備の機能につき専門の業者にその保守を委託し事故防止の万全をはかる。
- ③ 日常生活に潤いと安らぎを感じていただくため、苑内外の美化及び環境の整備に努める。

(5) 職員処遇

ア 職員の研修

職員の資質向上は、入所者の処遇上不可欠の要件であり、機会あるごとに積極的に研修会勉強会を開催して知識技能の向上に努める。

- ① 内部研修会又は勉強会を開催する。
- ② 外部的に開催される各種研修会には可能な限り参加する。
- ③ 新任職員については、歓迎の心で接し、親切丁寧を旨として余裕を持って指導する。

(6) 日課表及び生活記録

- ① 入所者の状況に応じて随時職員体制及び日課の見直しをはかるよう心掛ける。
- ② 入所者一人ひとりの生活と身体状況を一元的に把握するため「生活と身体状況記録表」を作成する。

事業計画

(短期)

1 概要

- (1) 名称 老人短期入所事業所多気天啓苑
介護予防老人短期入所事業所多気天啓苑
- (2) 所在地 多気郡多気町四疋田字コウボシ580番
(特別養護老人ホーム多気天啓苑内)
- (3) 実施運営主体 社会福祉法人育心会
- (4) 実施施設 特別養護老人ホーム多気天啓苑

2 趣旨

この事業は、要援護老人の介護者に代わってその老人を一時的に養護する必要がある場合等にホームに入所していただき、もってこれらの要支援・要介護老人及びその家族の福祉向上を図ることを目的とする。

3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

4 利用対象者

対象者は概ね65歳以上の者であって、身体が虚弱又は寝たきり若しくは認知症等のため、日常生活を営むのに支障がある者、又はこれらの者を抱える家族とする。

5 定員

20名

6 入所の要件

介護認定の介護度が決まっている方又は家族と契約により次の理由に該当する場合に入所が認められる。

- ◎ 要援護高齢者の介護を行っている家族が次に掲げる理由により、その家族において当該要援護高齢者を介護できない場合。

- ① 社会的理由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失跡、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加

- ② 私的理由

社会的理由以外の理由による場合（介護を受けることができない場合）

7 入所期間

要支援・要介護高齢者が認定された要介護度に基づき施設と利用者との契約により決定する。

8 事業費

介護保険報酬基準による

9 利用料

- ・ 給食料 1, 445円 (1日)
- ・ 居室料 従来型個室1, 171円 (1日) 但し、多床室855円 (1日)
- ・ 送迎費 (片道) 184円 (1回)
- ・ 教材費 実費

10 職員の配置

施設長 (兼務)	1名
生活相談員	1名
介護職員	6名
看護師	1名

事業計画

(通所)

1 概要

- (1) 名称 老人デイサービス事業所多気天啓苑
介護予防老人デイサービス事業所多気天啓苑
- (2) 所在地 多気郡多気町四疋田字コウボシ580番
(特別養護老人ホーム多気天啓苑内)
- (3) 実施運営主体 社会福祉法人育心会
- (4) 実施施設 特別養護老人ホーム多気天啓苑

2 趣旨

この事業は、在宅の虚弱なお年寄りに施設に来ていただき、入浴、食事、リハビリテーション、娯楽などで一日を過ごし、少しでもお年寄りの孤独感や心身の機能の障害を解消し、併せて家族の負担を軽減しようとする 것을 目的とする。

3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 利用対象者

概ね65歳以上の者であって、在宅の虚弱老人（歩行器、車椅子使用の方と軽度の認知症老人）及び寝たきり高齢者で要支援・要介護高齢者として認定された者

5 定員

30名

6 日時

毎週月曜日から金曜日まで。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで（利用者：7時間以上～9時間未満）

サービス提供時間 午前9時30分から午後5時00分まで（送迎時間を除く）

7 サービス内容

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 健康チェック
- (4) 生活指導
- (5) 日常動作訓練
- (6) 送迎サービス
- (7) 理学療法士等によるリハビリ

8 利用料（実費）

- ・ 給食利用 550円 おやつ代含む

- ・ 入浴利用 一般・特殊入浴 40円
- ・ サービス提供強化加算（I） 22円
- ・ 教材費 実費

9 事業費

介護保険報酬基準による

10 職員の配置

施設長	1名（兼務）
生活相談員	1名
介護員	4名
看護師	1名
運転手	2名（パート）
理学療法士	1名（週2回・嘱託）

事業計画

(居 宅)

1 概要

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所多気天啓苑
- (2) 所在地 多気郡多気町四正田字コウボシ580番
(特別養護老人ホーム多気天啓苑内)
- (3) 実施運営主体 社会福祉法人育心会
- (4) 実施施設 特別養護老人ホーム多気天啓苑

2 趣旨

この事業は、寝たきり老人等の介護者等に対し、居宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように居宅サービス計画を基礎としてサービス実施機関等との連絡調整などの便宜を供与し、もって、地域の要支援・要介護老人及びその家族の福祉向上を図ることを目的とする。

3 利用対象者

対象者は概ね65歳以上の者であって、身体が虚弱又は寝たきり若しくは認知症等のために日常生活を営むのに支障がある者又はこれらの者を抱える家族等とする。

4 事業内容

次の事業をできる限り地域に出向き能動的に行う。

- (1) 地域の要支援・要介護老人の実態等の把握及び各種の保健福祉サービス計画の作成及びその積極的な利用の説明
- (2) 居宅介護に関する各種の相談と調査
- (3) 家族等の保健福祉サービスの利用手続きとその適用の調整
- (4) 各種保健福祉サービスを受けやすくするための資料作成

5 職員の配置

管理者	1名(常勤兼務)
主任介護支援専門員	1名(常勤兼務)

6 事業費

介護保険報酬基準による

7 利用料

無料

8 事業実施上の留意事項

実施に当たっては、利用者及び家族、関係事業所等と継続的に綿密な連携を図り、適切な援助を行うものとする。